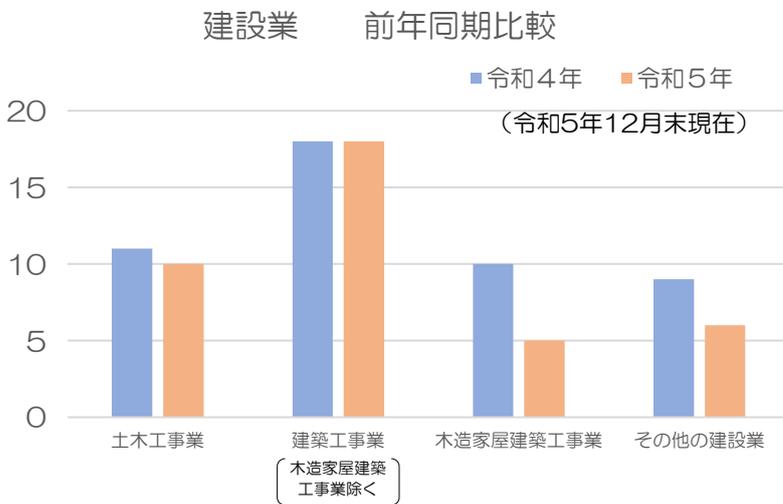


建設業で労働災害が減少しています！

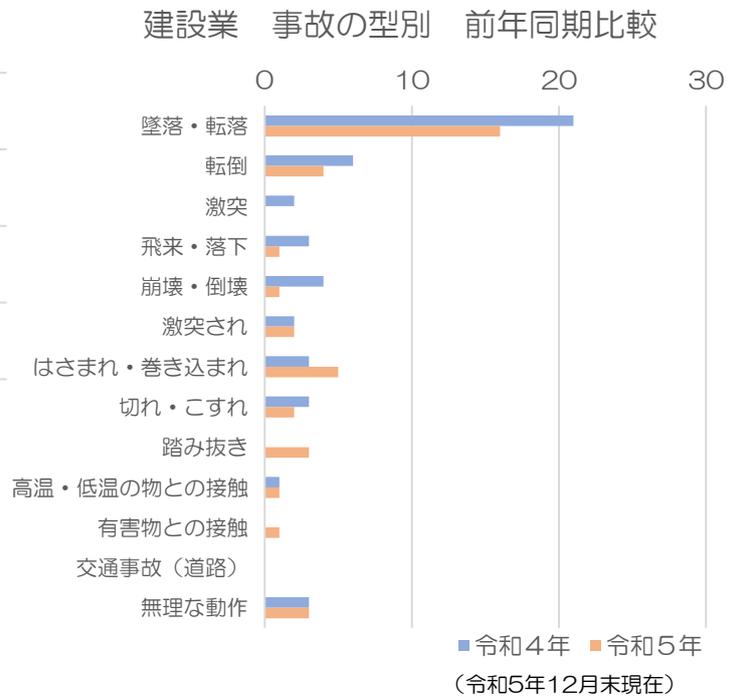
葛城署管内の令和5年12月末現在（新型コロナウイルス感染症による労働災害除く）の休業4日以上死傷者数は331人と前年同期より5人（1.5%）の減少となっています。

なお、建設業における死傷者数は39人と、前年同期の48人より9人（18.8%）減少しています。

事故の型別では、墜落・転落災害、転倒災害、はさまれ・巻き込まれ災害、無理な動作等の災害が発生しています。



令和5年（12月末現在）の土木工事業の休業4日以上死傷者数は10人（前年同期より1人減少）、建築工事業は18人（同±0人）、木造家屋建築工事業は5人（同7人減少）となっています。



高年齢労働者の災害を防止するために

運動機能が低下する中・高年齢労働者には、若年労働者とは違い、特に配慮が必要です。例えば、十分な明るさの確保、段差の解消、ゆとりのある作業スピード、身体機能の低下を補う設備等の導入、体力チェックによる健康・体力の客観的な状況の把握などに努めましょう。

高年齢労働者の
安全衛生対策について



エイジフレンドリー
ガイドライン



足場等からの墜落・転落防止対策が強化されました！

建設業においては、長期的には労働災害は減少傾向にあります。現在も足場からの墜落・転落災害が数多く発生している現状を踏まえ、労働安全衛生規則が改正され、足場からの墜落防止措置が強化されました。

①一側足場の使用範囲を明確化（令和6年4月1日施行）

主に狭い現場で使用される一側足場については、その構造上、安衛則に定める手すりの設置等の墜落防止措置が適用されないところ、一側足場からの墜落・転落災害が発生していることを踏まえ、**本足場を使用するために十分幅がある場所（幅が1メートル以上の場所）においては、本足場の使用を義務付けられました。**

ただし、つり足場を使用するとき、又は障害物の存在その他の足場を使用する場所の状況により本足場を使用することが困難なときは、本足場を使用しなくても差し支えありません。

②足場の点検時には、点検者を指名することの義務付け（令和5年10月1日施行）

足場（つり足場を含む。以下同じ。）からの墜落・転落災害が発生している事業場においては、安衛則で義務付けられている足場の点検が行われていない事例が散見されていることを踏まえ、事業者又は注文者による足場の点検が確実に行われるようにするため、点検者をあらかじめ指名することを義務付けられました。

③足場の組立て等の後の点検者の氏名の記録・保存の追加（令和5年10月1日施行）

事業者又は注文者が**悪天候若しくは地震又は足場の組立て、変更等の後の足場の点検を行ったときの記録及び保存すべき事項に、当該点検者の氏名が追加されました。**



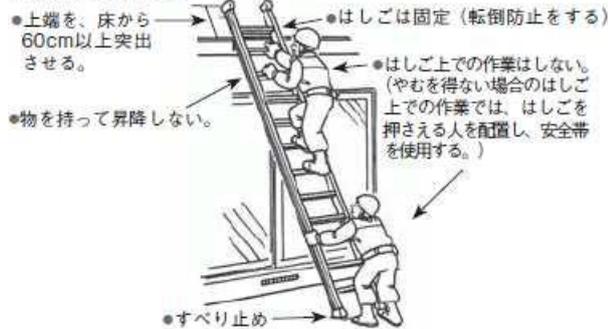
「改正足場関係」
リーフレット

はしごや脚立からの墜落・転落災害をなくしましょう！

はしごや脚立からの墜落・転落災害は、毎年多数発生しており、骨折などの重篤な災害だけでなく、負傷箇所によっては死亡に至る災害も少なくありませんので、はしごや脚立については、適切に使用してください。



【移動はしご作業】



「はしご・脚立災害防止」
リーフレット

リスクアセスメントに取り組みましょう！

職場における危険性等を事前に摘み取り、安全で安心な職場づくりのために、「リスクアセスメント」に取り組みましょう。

「リスクアセスメント」とは、作業手順毎等のリスク（危険性）を洗い出して見積もりし、優先度を決めて低減対策を検討し、実施して作業でのリスクを低減させるものです。

リスクアセスメントの効果として、

- ① **職場のリスクが明確**になります。
- ② **職場のリスク**に対する認識を管理者を含め、**職場全体で共有**できます。
- ③ **安全対策について**、合理的な方法で**優先順位を決める**ことができます。
- ④ **残されたリスク**について「**守るべき決め事**」の**理由が明確**になります。
- ⑤ **職場全員が参加**することにより「**危険**」に対する**感受性が高まり**ます。



「リスクアセスメント
実施支援システム」

転倒災害を防止するために

床面のすべり、床の荷物によるつまずき、階段からの踏み外しなどを原因とする転倒災害を防止するため、4S（整理、整頓、清掃、清潔）の実施、ヒヤリハット情報の共有、段差など転倒しやすい場所の注意表示、ストレッチ体操の励行などに取り組みましょう。

「つまずき」等による転倒災害の原因と対策

①何もないところにつまずいて転倒、足がもつれて転倒

→転倒や怪我をしにくい**身体づくりのための運動プログラム等の導入**

②作業場・通路に放置された物につまずいて転倒

→バックヤード等も含めた**整理、整頓**（物を置く場所の指定）の徹底

③通路等の凹凸につまずいて転倒

→敷地内（特に従業員用通路）の**凹凸、陥没穴等**（ごくわずかなものでも危険）を**確認し、解消**

④作業場や通路以外の障害物（車止め等）につまずいて転倒

→**適切な通路の設定**、敷地内駐車場の**車止めの「見える化」**

⑤作業場や通路のコードなどにつまずいて転倒

→引き回した労働者が自らつまずくケースも多い転倒原因とならないよう、電気コード等の引き回しのルールを設定し、労働者に遵守を徹底させる



運動習慣



整理整頓



職場のあんぜんサイト
転倒災害防止対策について



～転倒・腰痛予防！
「いきいき健康体操」～

「滑り」による転倒災害の原因と対策

①凍結した通路等で滑って転倒

→従業員用通路の**除雪・融雪**。凍結しやすい箇所には**融雪マット等**を設置する

②作業場や通路にこぼれていた水、洗剤、油等により滑って転倒

→水、洗剤、油等がこぼれていることのない状態を維持する。

（**清掃中エリアの立入禁止**、清掃後乾いた状態を確認してからの開放の徹底）

③水場（食品加工場等）で滑って転倒

→滑りにくい履き物の使用（労働安全衛生規則第 558 条）

防滑床材・防滑グレーチング等の導入、**摩耗している場合は再施工**

隣接エリアまで濡れないよう処置

④雨で濡れた通路等で滑って転倒

雨天時に滑りやすい敷地内の場所を確認し、**防滑処置等の対策**を行う

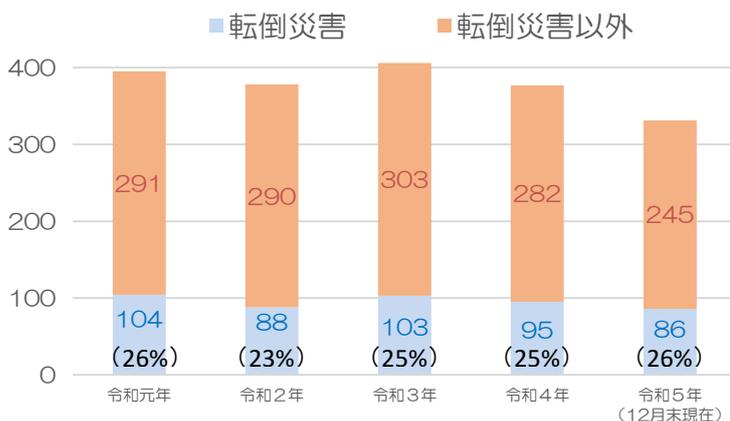


清掃



滑りにくい靴の着用

転倒災害発生状況



近年、**労働災害の25%近くが転倒災害**となっている。

転倒災害発生状況（年齢別）

（令和元年～令和5年12月末現在）



高齢になるほど、転倒災害の発生件数が**増加**している。

また、**高齢の女性**の転倒災害の**発生率が特に高くなっている**。

トラックでの荷役作業時における安全対策が強化されました！

労働安全衛生規則が改正され、「昇降設備の設置」「保護帽の着用」「テールゲートリフターの操作に係る特別教育」が義務付けられました。

①「昇降設備」、「保護帽」の設置義務の範囲の拡大

「昇降設備」について

荷を積み卸す作業を行うときに、昇降設備の設置義務の対象となる貨物自動車について、最大積載量が5トン以上のものに加え、2トン以上5トン未満のものが追加されます。

なお、「昇降設備」には、踏み台等の可搬式のもののほか、貨物自動車に設置されている昇降用のステップ等が含まれます。

また、昇降用ステップは、できるだけ乗降グリップ等による三点支持等により安全に昇降できる形式のものとするようにしてください。○：現行の規則、●：新設、△：望ましい措置

	2t未満	2t以上5t未満	5t以上	備考
床面から荷の上 又は荷台までの 昇降設備の設置	△	●	○	高さ1.5mを超える箇所で作業を行うときは、安衛則第526条第1項の規定に基づき、原則として昇降設備の設置が義務付けられています。



「保護帽着用」について

荷を積み卸す作業を行うときに、労働者に保護帽を着用させる義務の対象となる貨物自動車について、最大積載量が5トン以上のものに加え、以下のものが追加されます。

①最大積載量が2トン以上5トン未満の貨物自動車であって、荷台の側面が構造上開放されているもの又は構造上開閉できるもの（平ボディ車、ウイング車等）。

②最大積載量が2トン以上5トン未満の貨物自動車であって、テールゲートリフターが設置されているもの（テールゲートリフターを使用せずに荷を積み卸す作業を行う等の場合は適用されません）。

保護帽は、型式検定に合格した「墜落時保護用」のものを使用する必要があります。

○：現行の規則、●：新設、△：望ましい措置

	2t未満	2t以上5t未満	5t以上	備考
墜落による危険を 防止するための 保護帽の着用	△	● (上記①②) △ (上記①②)	○	高さ2m以上の箇所で作業を行うときは、安衛則第518条の規定に基づき、墜落による危険を防止するための措置を講じる必要があります。

②「テールゲートリフター」を使用して荷を積み卸す作業への特別教育が義務化

「特別教育」について（令和6年2月1日施行）

荷を積み卸す作業におけるテールゲートリフターの操作※業務を行う労働者に対し、学科教育4時間、実技教育2時間について特別教育を実施する必要があります。

なお、特別教育を行ったときは、事業者において受講者、科目等の記録を作成し、3年間保存する必要があります。



「荷役作業時における安全対策」の強化

